

# 基金の管理方針について

# 本市における基金の現状について

基金とは、地方自治法 § 241に基づき、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産を指します。

その種類は、地方財政法 § 4の3及び § 7の規定に基づく資金として財源調整及び財政需要に対処するための資金の積み立てや、ある特定の事業を実施するために積立てられる資金などがあります。

(単位：千円)

基金の種類		H31末残高見込	根拠法	基金設置目的
一般会計	1 財政調整基金	7,782,147	地方財政法 § 4の3	財源調整及び財政需要に対処するため
	2 公債管理基金	3,237,965	地方財政法 § 4の3	財源調整のうち公債の償還及び適正な管理に必要な財源の確保のため
	3 一般職員退職手当基金	2,063,476	地方自治法 § 241	退職手当の支給財源の確保のため
	4 公共施設等整備保全基金	5,192,103	地方自治法 § 241	本市及び一部事務組合が設置する公共施設等の整備及び保全財源の確保のため
	5 国際・平和基金	119,960	地方自治法 § 241	国際交流と多文化共生の推進及び平和に貢献する地域社会の形成の推進のため
	6 みどり環境基金	57,783	地方自治法 § 241	緑化の推進と自然環境の保全及び自然との共生のため
	7 健康福祉基金	346,868	地方自治法 § 241	健康でともに支え合いながら暮らせる福祉社会の形成のため
	8 子育て支援基金	37,242	地方自治法 § 241	安心して子育てが出来る環境整備及び子供の健全な育成のため
	9 にぎわい創出基金	181,971	地方自治法 § 241	文化の振興、良好な景観づくり、地域経済の活性化等による、まちなぎわいの創出のため
	10 教育振興基金	91,909	地方自治法 § 241	教育及びスポーツの振興並びに文化財の保護のため
	11 安全安心まちづくり基金	227,316	地方自治法 § 241	災害、犯罪及び交通事故その他の事故に係る安全対策の充実のため
	12 土地開発基金	999,992	地方自治法 § 241	公用もしくは公共用に供する土地等の先行取得のため
小 計		20,338,732		
特別会計	1 国民健康保険財政調整基金	2,100,725	地方自治法 § 241	保険給付及び地域支援事業に要する費用の財源確保のため
	2 介護給付費等準備基金	1,021,585	地方自治法 § 241	保険給付に要する費用の財源確保のため
	3 中小企業共済基金	15,969	地方自治法 § 241	中小企業勤労者福祉共済事業の円滑な運営と資金の安定のため (R3以降廃止見込)
	4 農業共済基金	0	農業災害補償法	不足金てん補準備金及び特別積立金の積立 (R2.4.1をもって廃止)
	小 計		3,138,279	
合 計		23,477,011		

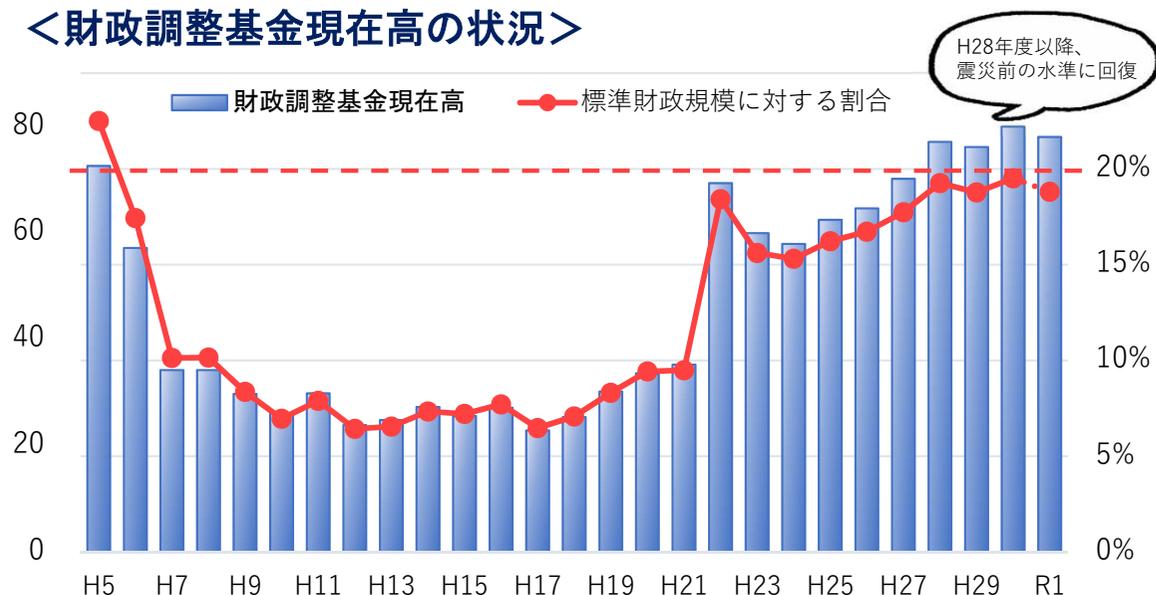


財源の年度間調整機能(財政調整基金・公債管理基金)及び将来の特定の費用であって、合理的・客観的にその金額を見積もることができるもの(一般職員退職手当基金・公共施設等整備保全基金)に対して引き続き計画的に資金を活用するためのルールを検討し、設定します。

# 財政調整基金の現状について

財政調整基金は、地方財政法 § 4の3及び § 7の規定に基づく資金として、年度間の財源調整及び財政需要に対処するための資金積立てのために設置された積立て基金です。中長期の財政収支見通しにおける財源不足や経済事情の著しい変動等に備え、財政調整基金を標準財政規模の20%以上を目標に当該基金の積立を進めてきました。

## <財政調整基金現在高の状況>



## ◇現・行財政プランにおける財政調整基金残高の目標

取組項目内容	目標値 (R02年度決算)
標準財政規模に対する財政調整基金の割合	20%以上

設定時 (H27年度決算)	R1年度決算見込
17.7% (標準財政規模 39,545,241千円)	18.8% (標準財政規模 41,330,214千円)
約70.1億円	約77.8億円

R02年度当初時点の決算見込 18.1% 約77.9億円  
(標準財政規模 42,999,931千円)

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業の財源として取崩を予定していることから目標達成は困難となる見通し。

### 【目標設定の基本的な考え方】

- 標準財政規模の20%  
⇒過去の震災による経験や他団体との比較を踏まえつつ、将来を見据えた持続可能な行財政運営を行っていくための水準として標準財政規模の20%を財政調整基金へ優先的に積み立て。

### 【国からの通知による要請】

令和2年1月24日付総務省事務連絡「令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」より抜粋

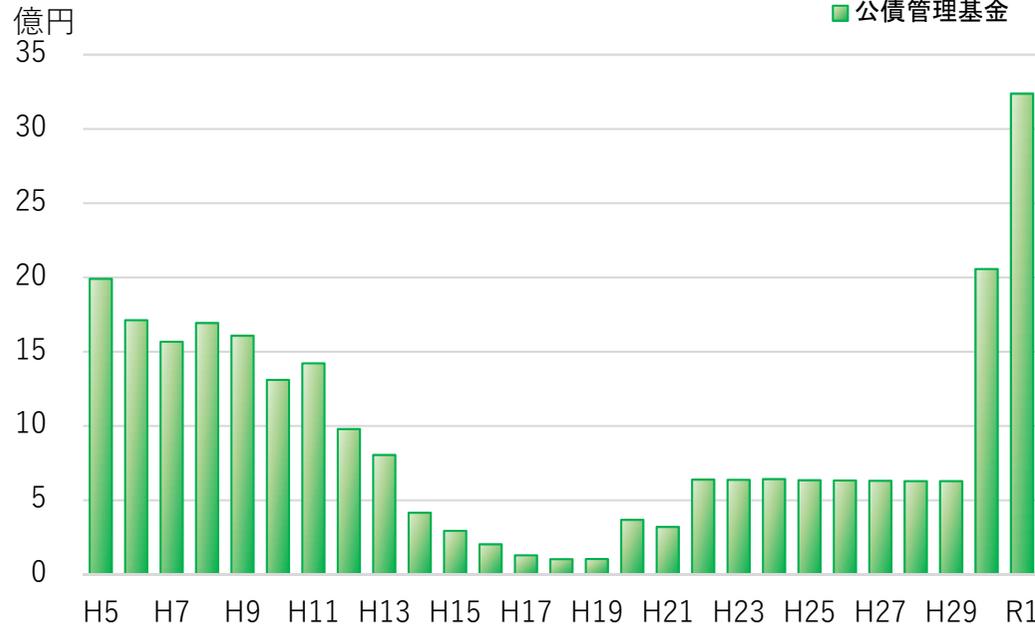
- 地方公共団体の基金の適正な管理・運営  
⇒それぞれの基金の設置の趣旨に即して、**確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと**。また、基金の使途・増減の理由・今後の方針等の基金の積立状況等については、財政状況資料集における「見える化」をはじめ、公表情報の充実を図るよう努められたいこと。

現・行財政プランにおいて目標とした20%を維持しつつ、基金を取り巻く状況の変化に対応するとともに過度な規模の資金保有とならないよう、年度間の財源調整機能を有する基金の適正な管理に向けた目標設定が課題となっています。

# 公債管理基金の現状について

公債管理基金は、財政調整基金と同様、地方財政法 § 4の3及び § 7の規定に基づく資金として、年度間の財源調整のうち、特に公債の償還及び適正な管理に必要な財源の確保するために設置された積立て基金です。

## ＜公債管理基金現在高の状況＞



## ◇現・行財政プランにおける公債管理基金の積立目標

取組項目内容	
財政調整基金の目標達成後(標準財政規模の20%以上)は公債管理基金へ継続的に積立	
設定時(H27年度決算)	R1年度決算見込
約6.3億円	約32.4億円

➡ R02年度当初時点の決算見込 約39.4億円

## ◇公債管理基金の処分目的

- ① 経済事情の変動等により著しく財源が不足する場合において公債の償還の財源に充てるとき。
- ② 償還期限を繰り上げて行う公債の償還の財源に充てるとき。
- ③ 財源対策債等の特定の公債の償還のために積み立てた資金をもって当該公債の償還の財源に充てるとき。
- ④ 償還期限の満了に伴う公債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度において公債の償還の財源に充てるとき。

## 【国からの通知による要請】

令和2年1月24日付総務省事務連絡「令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」より抜粋

○減債基金への計画的な積立て

⇒減債基金への積み立ては、各地方公共団体における**地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通し**に応じて、**計画的**に行われたいこと。

○満期一括償還地方債に係る積立ルールの特例の標準化

⇒満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1(3.3%)として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることに留意すること。

公共施設の更新事業費の増加による将来の公債費の増大が財政収支見通しにおける収支不足額の主要因であることから、計画的な積み立て方法等について検討する必要があります。

# 公共施設等整備保全基金・一般職員退職手当基金の現状について

## ○公共施設等整備保全基金

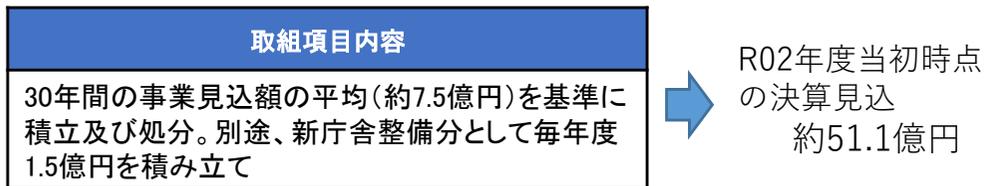
公共施設等整備保全基金は、地方自治法 § 241に基づき、公共施設等の整備及び保全に要する資金を積み立てるために設置された積立て基金です。

その性質は、企業会計における修繕引当金と同様の性質で、将来一時的に多額が発生する費用の年度間の差を平準化するために資金を計画的に積み立て及び処分して活用しています。

### <公共施設等整備保全基金の現在高の状況>



### ◇現・行財政プランにおける公共施設等整備保全基金の積み立て目標



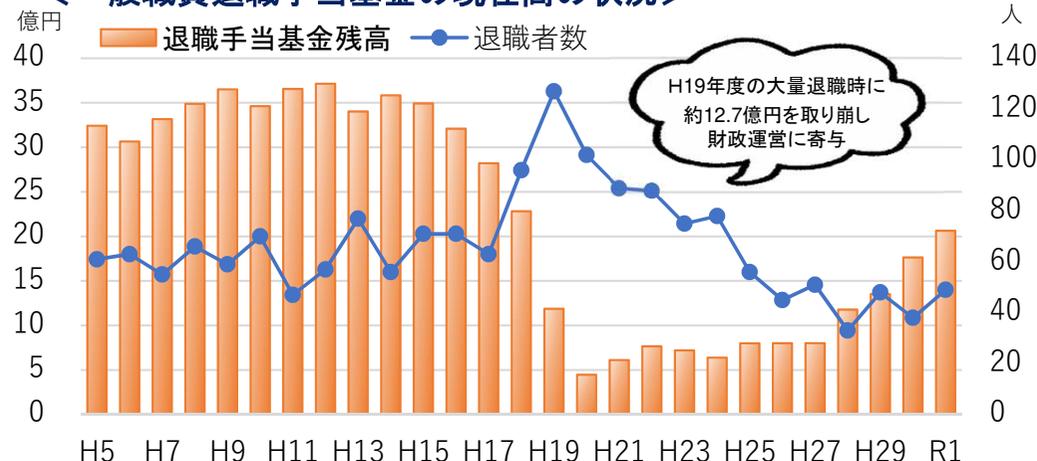
公共施設等の大規模改修等に要する経費の財源として積み立てが必要となる一方、国の財政措置の充実等による所要一般財源の圧縮により、過度の積み立てとなる可能性があることから積み立てルールの再検討が必要。

## ○一般職員退職手当基金

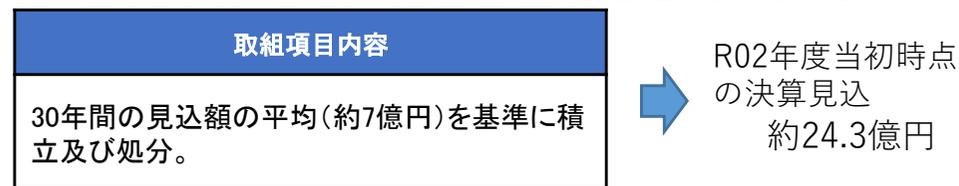
一般職員退職手当基金は、地方自治法 § 241に基づき、職員の退職手当の支給に要する資金を積み立てるために設置された積立て基金です。

その性質は、企業会計における退職給付引当金と同様の性質で、定年退職など将来の発生予見可能性が高く一時的に多額の費用が発生すると見込まれる退職手当について年度間の差を平準化するために資金を計画的に積み立て及び処分して活用しています。

### <一般職員退職手当基金の現在高の状況>



### ◇現・行財政プランにおける一般職員退職手当基金の積み立て目標

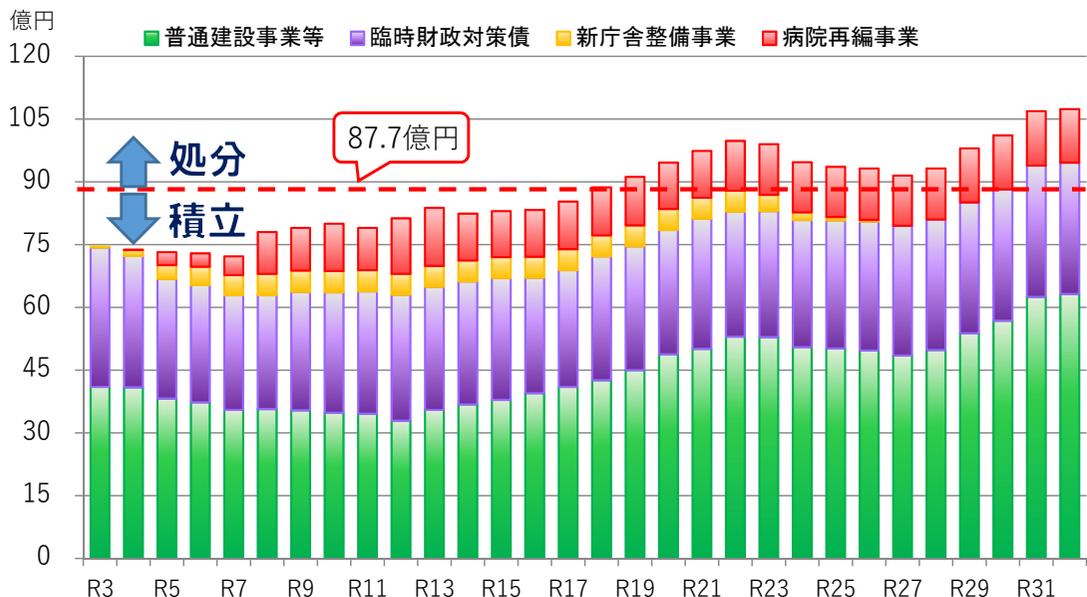


一般職員退職手当基金については、若手職員が増加するなかで、将来的に大量退職が見込まれる額を踏まえ、積み立て及び処分のルールに基づき、着実な管理が必要。

# 公債管理基金及び公共施設等整備保全基金の課題について

現・行財政プランにおける公共施設等整備保全基金の積立ルールと同様に、今後30年間に必要となる公債費、一般財源の平均額を基準に積立・処分を実施した場合、単年度の財政負担が過大となるなど、様々な課題が発生することが想定されます。

＜公債費の見通し＞※公共施設マネジメント取組後



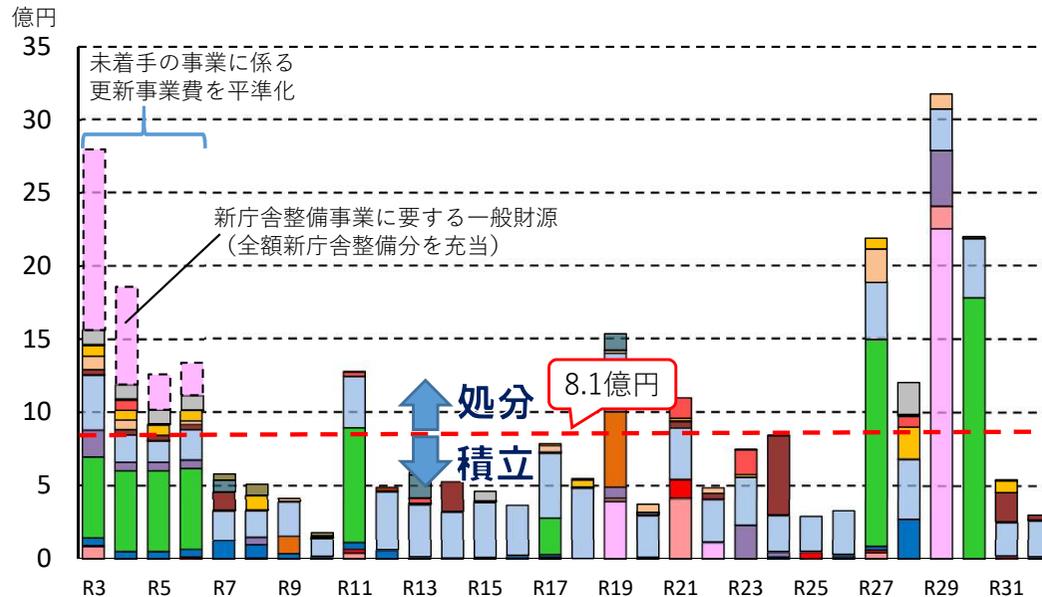
30年間の公債費所要見込額 約2,632.2億円 ⇒ **年約87.7億円**  
 公債管理基金の既積立額約39億円は病院事業の収支状況等の財政リスクに備え留保

約87.7億円を基準に積立・処分を実施した場合

年度	R3	R4	R5	R6	R7
積立額	13.3億円	13.9億円	14.5億円	14.8億円	15.6億円
年度	R8	R9	R10	R11	R12
積立額	9.7億円	8.7億円	7.7億円	8.8億円	6.5億円

**毎年約10～15億円程度の積立(予算ベース)が必要に**

＜普通建設事業に係る一般財源の見通し＞※公共施設マネジメント取組後



30年間の一般財源所要見込額 約242億円 ⇒ **年約8.1億円**  
 [約293億円 - 約24億円 - (約51億円 - 約24億円) = 約242億円]  
 【総一般財源 - 庁舎一般財源 - 基金残高 (R2末見込 (庁舎除き)) = 所要見込額】

約8.1億円を基準に積立・処分を実施した場合

年度	R3	R4	R5	R6	R7
積立額	△7.5億円	△3.8億円	△2.1億円	△3.1億円	2.3億円
年度	R8	R9	R10	R11	R12
積立額	3.0億円	4.0億円	6.3億円	△4.7億円	3.2億円

## ◇公債管理基金、公共施設等整備保全基金における積立ルールの課題



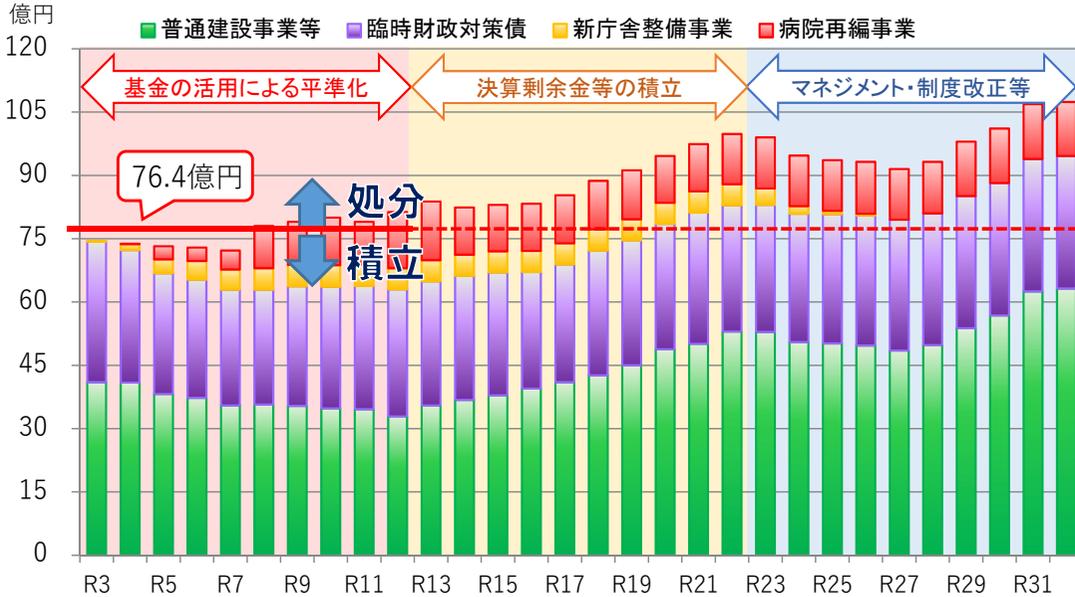
1. 30年先の普通建設事業費や公債費を現役世代に負担させることに理解が得にくい。
2. 公共施設マネジメントの推進、国の財政措置の充実等により、積立所要額が大きく変動する可能性がある。
3. 今後30年間の平均額を積み立てると単年度あたりの財政負担が過大となる。

# 公債管理基金及び公共施設等整備保全基金の積立方針について

経済社会状況の変化や国の財政措置の充実、公共施設マネジメントの進捗状況に応じた適切な規模の積立と取崩を実施するため、30年間の財政収支見通し期間を10年ごとに区分して、それぞれの期間に応じた対策により負担の平準化に取り組みます。

- ① 1～10年目の短期的に必要な事業費については、10年間の所要見込額の平均額を基準に基金へ積み立てることにより平準化を図ります。
- ② 11～20年目の中期的に必要な事業費は、決算剰余金等を活用して基金への積み立てを行うことにより対応します。
- ③ 21～30年目の長期的に必要な事業費は、公共施設マネジメントの推進や国の制度改正等により基金残高の確保を図ります。

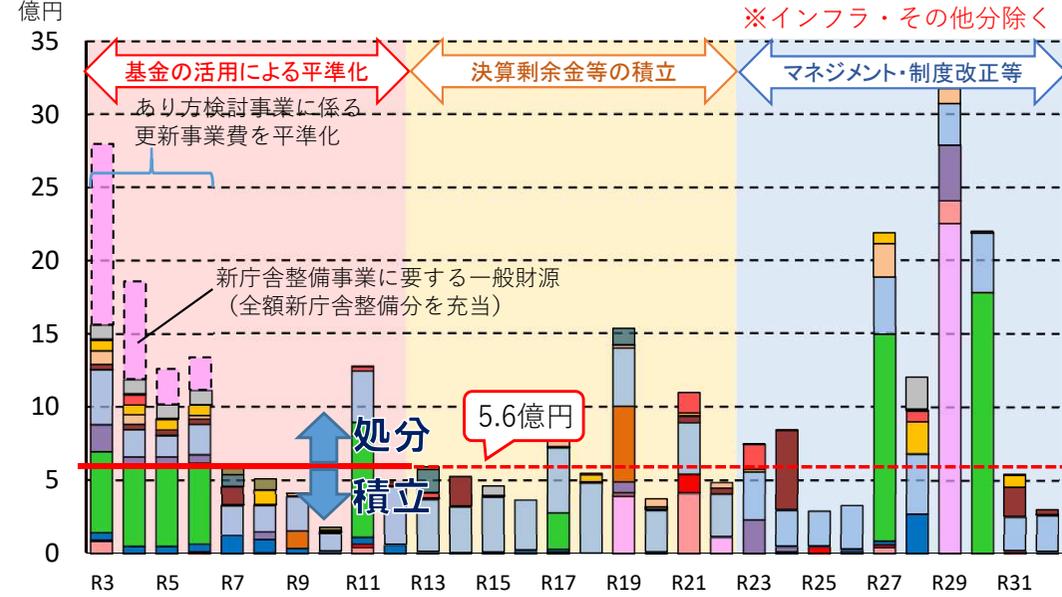
## ＜公債費の見通し＞※公共施設マネジメント取組後



10年間の公債費所要見込額 約763.8億円 ⇒ **年約76.4億円**

公債管理基金の既積立額約39億円は病院事業の収支状況等の財政リスクに備え留保

## ＜普通建設事業に係る一般財源の見通し＞※公共施設マネジメント取組後



10年間の一般財源所要見込額 約56億円 ⇒ **年約5.6億円**

【約107億円 - 約24億円 - (約51億円 - 約24億円) = 約56億円】  
【総一般財源 - 庁舎一般財源 - 基金残高 (R2未見込 (庁舎除き)) = 所要見込額】

### 約76.4億円を基準に積立・処分を実施した場合

年度	R3	R4	R5	R6	R7
積立額	1.9億円	2.6億円	3.1億円	3.5億円	4.3億円

年度	R8	R9	R10	R11	R12
積立額	△1.6億円	△2.6億円	△3.7億円	△2.5億円	△4.9億円

### 約5.6億円を基準に積立・処分を実施した場合

年度	R3	R4	R5	R6	R7
積立額	△10.0億円	△6.3億円	△4.6億円	△5.6億円	△0.2億円

年度	R8	R9	R10	R11	R12
積立額	0.5億円	1.5億円	3.8億円	△7.3億円	0.7億円

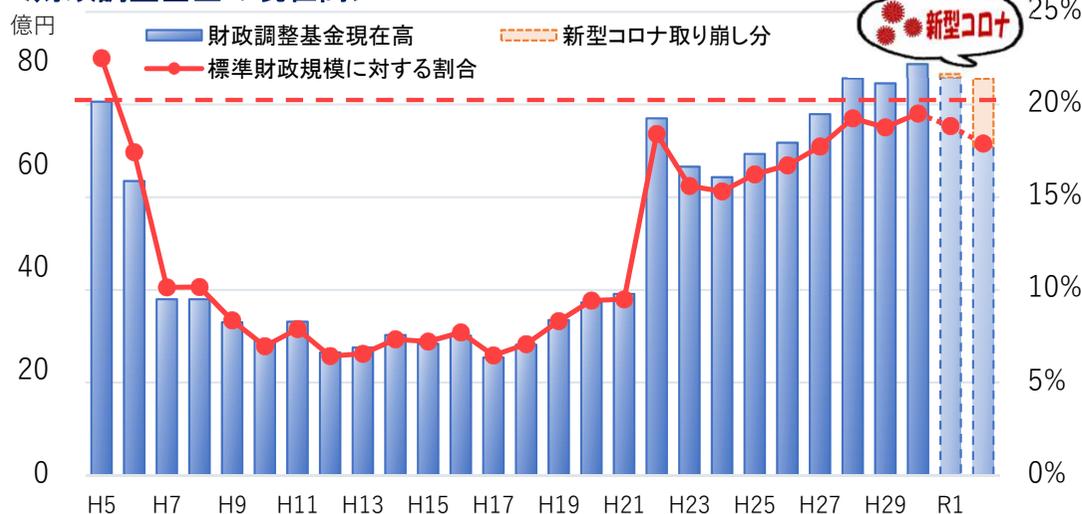
基金が過度な積立とならないよう、行財政プランの更新時期に併せ、適宜基金積立・処分の基準を見直します。

# 財政調整基金び一般職員退職手当基金の管理方針について

## ○財政調整基金

現・行財政プランにおいて目標とした標準財政規模の20%を維持しつつ、過度な規模の資金保有とならないよう、適正な管理に向けた目標設定が必要となっています。

### <財政調整基金の現在高>



R2年度末において阪神・淡路大震災以前の水準を確保できる一方、新型コロナウイルス感染症対策等の影響による取り崩しや標準財政規模の拡大により、割合の達成が困難となる見込み。

**R02年度末見込 標準財政規模に対する割合 18.1% 現在高 約77.9億円**

※新型コロナウイルス感染症対策による取崩後の現在高約64.7億円（15.0%）。ただし、取り崩した基金は地方創生臨時交付金により一定程度復元される見込み

不測の事態に備えて積み立てるだけでなく、**効率的な運用や取り組むべき事業への活用など、適正な管理・運用**が求められています。

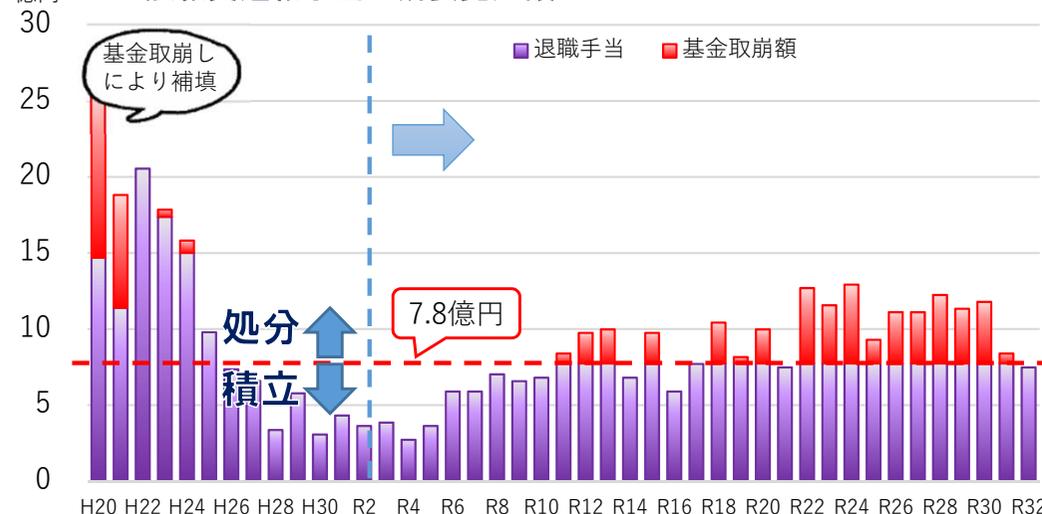
災害等発生時においても実質収支の黒字を確保するため、**連結実質赤字比率の早期健全化基準（標準財政規模の16.42%）を上回る17%以上を確保するとともに、過大な資金保有とならないよう、財政調整基金の積立上限を20%以下とします。**

**財政調整基金の積立基準：標準財政規模の17～20%の範囲内**

## ○一般職員退職手当基金

職員の定年退職にかかる経費は以下のとおり後年度以降、増加することが見込まれていることから、計画的な積み立て処分による費用の平準化が必要となっています。

### <一般職員退職手当の所要見込額>



**30年間の一般財源所要見込額 約233億円 ⇒ 年約7.8億円**

[約257億円 - 約24億円 = 約233億円]

【総一般財源 - 基金残高 (R2末見込) = 所要見込額】

### 約7.8億円を基準に積立・処分を実施した場合

年度	R3	R4	R5	R6	R7
積立額	3.9億円	5.0億円	4.1億円	1.8億円	1.8億円

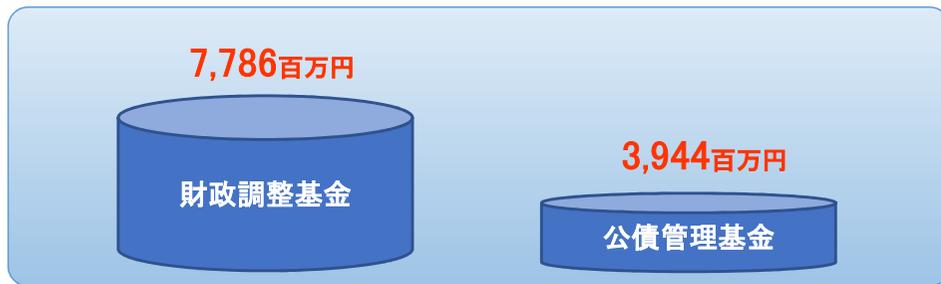
年度	R8	R9	R10	R11	R12
積立額	0.7億円	1.2億円	0.9億円	△0.6億円	△2.0億円

職員の定年退職にかかる経費の試算に基づき、計画的な積み立て処分による費用の平準化を図ります。

＜地方財政法に基づく年度間の財源調整基金＞

不測の財源不足等に備え、年度間の財源調整機能を図るもの

R2 末見込

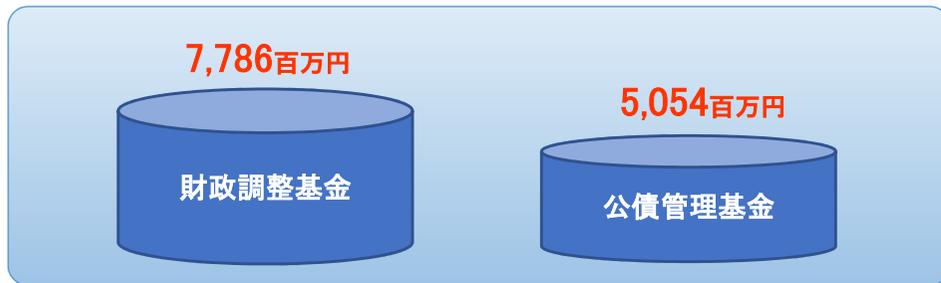


財政需要に応じ  
積み立て、処分

費用の平準化のため一定額の  
水準を定め積み立て、処分

(新・行財政プラン最終年度)

R6 末見込



(10年後)

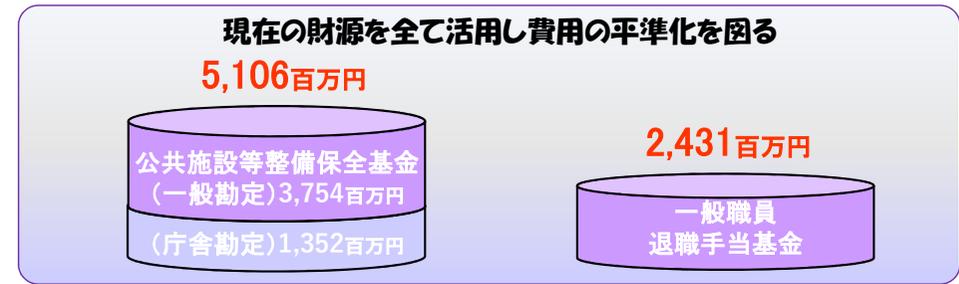
R12 末見込



＜地方自治法に基づく特定目的のための基金＞

将来費用の平準化を目的とし、年度間の財源調整機能を図るもの

R2 末見込

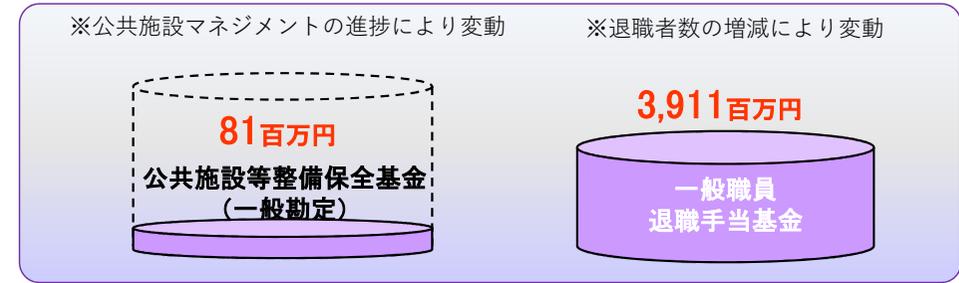


費用の平準化のため一定額の  
水準を定め積み立て、処分

費用の平準化のため一定額の  
水準を定め積み立て、処分

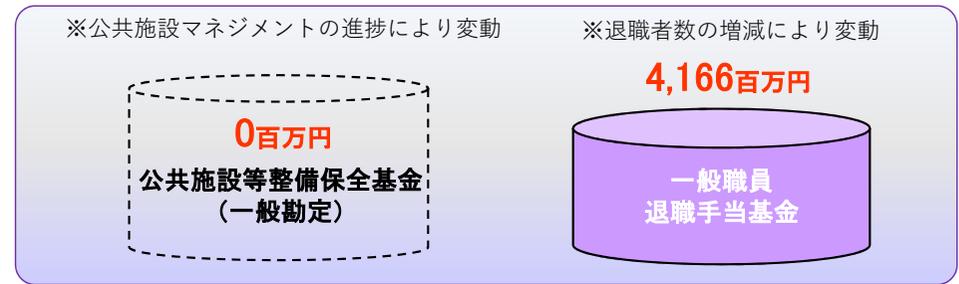
(新・行財政プラン最終年度)

R6 末見込



(10年後)

R12 末見込



10年後の基金残高見込額  
約 159億円

+

決算剰余金の1/2を下らない額  
毎年度3億円と仮定  
約 30億円

= 約 189億円

